## 北部市場売買参加章及び売買参加補助章取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則(昭和47年川崎市規則第36号。以下「規則」という。)に基づき、川崎市中央卸売市場北部市場における売買参加章及び売買参加補助章の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(売買参加章及び売買参加補助章の交付)

- 第2条 市長が規則第24条第1項の規定に基づき仲卸業者及び規則第33条第1項の規定に基づき売買参加者に交付する売買参加章の枚数は1枚とする。
- 2 市長は次条の申請内容に基づき、効率的な取引を確保する必要があると認められる場合は、別表に掲げる枚数の限りにおいて売買参加補助章を交付するものとする。
- 3 売買参加補助章の交付を受けた仲卸業者又は売買参加者は、売買参加補助章を 使用する者(以下「売買参加補助者」という。)の取引等の行為に関する責任の 一切を負うものとする。

(売買参加補助章の交付申請)

- 第3条 規則第24条第2項の規定に基づき売買参加補助章の交付を受けようとする仲卸業者及び規則第33条第2項の規定に基づき売買参加補助章の交付を受けようとする売買参加者は、売買参加補助章交付申請書(第1号様式)を、市長に提出するものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 誓約書(第2号様式)

(2) その他市長が必要と認める書類

(売買参加章及び売買参加補助章の仕様等)

- 第4条 売買参加章及び売買参加補助章の仕様等は次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 仲卸業者における売買参加章及び売買参加補助章は、黄色地に黒で表記する。
  - (2) 売買参加者における売買参加章及び売買参加補助章は、白色地に黒で表記する。
  - (3) 売買参加章及び売買参加補助章の仕様は、規則に定める第15号様式及び 第16号様式とし、材質はアクリル等で厚さ3ミリメートルとする。

(売買参加補助者の変更)

第5条 売買参加補助者を変更する仲卸業者又は売買参加者は、売買参加補助者変 更届出書(第3号様式)及び第3条第2項各号に掲げる書類を市長に提出しなけ ればならない。

(売買参加章及び売買参加補助章の再交付)

- 第6条 仲卸業者又は売買参加者は、交付された売買参加章又は売買参加補助章を 紛失し、損傷し、又は汚損したときは、売買参加章(売買参加補助章)再交付申 請書(第4号様式)を市長に提出し、売買参加章又は売買参加補助章の再交付を 受けることができる。
- 2 売買参加章及び売買参加補助章の再交付は、実費弁償とする。

(臨時売買参加章)

- 第7条 市長は、仲卸業者又は売買参加者が前条第1項の規定により新たな売買参加章を再交付されるまでの間、当該仲卸業者又は売買参加者に臨時売買参加章を貸与することができる。
- 2 臨時売買参加章を必要とする仲卸業者及び売買参加者は、臨時売買参加章借用

申請書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

- 3 臨時売買参加章の仕様等は第4条第3号を準用するものとし、赤色地に白で表 記するものとする。
- 4 仲卸業者及び売買参加者は、売買参加章の再交付を受けたときは、直ちに臨時 売買参加章を市長に返還しなければならない。

(売買参加章等の返環)

- 第8条 仲卸業者は規則第25条の規定により、売買参加者は規則第35条の規定により、その資格を失ったとき又は卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、売買参加章を遅滞なく市長に返還しなければならない。
- 2 仲卸業者及び売買参加者は、売買参加補助章を必要としなくなったときは、売 買参加補助章を添えて、売買参加補助章返還届(第6号様式)を市長に提出しな ければならない。

(売買参加章の取扱)

第9条 売買参加章及び売買参加補助章は、自己の責任において、善良な管理者の 注意のもとに保管しなければならない。

(その他)

**第10条** この要領で定めるもののほか、この要領の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

(関連要領の廃止)

2 北部市場売買参加補助章交付要領は、廃止する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 別 表

部類	種別	枚数
青果部	仲卸業者	4 枚
月 木 司	売買参加者	2 枚
水産物部	仲卸業者	12枚
小座物部	売買参加者	2 枚
批き如	仲卸業者	2 枚
花き部	売買参加者	2 枚

							年	月
								·
(宛先)	川崎市	長						
			<del>4</del> 0		<del>***</del>			<b>₩</b> 7
			部	2 余加音				
			商	多加早				
				スマ <i>は</i> タ				
						数要領第 3 : 次のとおり		
	<b>了参加補</b>	助章の	交付を					
			交付を	ご受けた				
	『参加補 申	助章の	交付を 理	:受けた 由				
	申売買	助章の	交付を 理 助者の	:受けた 由 氏名			申請しる	
	申売買	助章の 請 参加補	交付を 理 助者の	:受けた 由 氏名		次のとおり	申請しる	
	申売買	助章の 請 参加補	交付を 理 助者の	:受けた 由 氏名		次のとおり	申請しる	
	申売買	助章の 請 参加補	交付を 理 助者の	:受けた 由 氏名		次のとおり	申請しる	

## 誓 約 書

川崎市中央卸売市場北部市場において、次の売買参加補助者に対し、関係諸法規を遵守させるとともに、その取引等の行為に関する責任の一切を 負うことを誓約いたします。

なお、売買参加補助者に川崎市中央卸売市場業務条例及び関連規程に違 反した事実があった場合は、相当の処分を受けても異議のないことを申し 添えます。

		年	月日
(宛先)川崎市長			
	1-	alama.	t
	部	類	部
	売買参加章番	号	
	商	뭉	
	氏名又は名	称	
	代 表 者	名	
	売買参加補助者氏々	名	(ێ)
			(※)
			( <u>*</u> )
		※署名をしてください。	

売	置参加補助者	音変更届出書	計		
			£	手 <u></u> 月	E
(宛先)川崎市長					
	部	類			
	売買参	加章番号		_	
	商	号			
	氏名又	は名称			
の者に売買参加補助章を					
の者に売買参加補助章を					
の者に売買参加補助章を 請します。			書類を		
の者に売買参加補助章を 請します。 新			書類を活	系えて次の	
の者に売買参加補助章を 請します。 新			書類を活	系えて次の	
の者に売買参加補助章を 請します。 新			書類を活	系えて次の	
の者に売買参加補助章を 請します。 新			書類を活	系えて次の	
ての者に売買参加補助章を 注請します。 新			書類を活	系えて次の	

売買参	加章(売買	参加補助章)	再交付申請書	
			年月	<sub></sub> 日
(宛先) 川崎市長				
	部	類		,
	売買参加	加章番号	<u> </u>	-
	商	号		-
	氏名又	は名称		
り申請します。 再交付枚数 売買参			付を受けたいので、次の	<u> </u>
	加補助章			
申請理由				
紛失・破損・そ	の他(		)	

ŀ	臨時売買参加	章借用申請書		
			年	月日
(宛先)川崎市長				
	部	類		部
	売買参加章	番号	<u> </u>	
	商	<del>号</del>		
	氏名又は名	<b>古称</b>		
北部市場売買参加章及より、臨時売買参加章を				2項の規定に
借用を受ける臨時売買	参加章枚数	枚		
※貸出した臨時売買参	加章番号	<u> </u>		

※貸出した臨時売買参加章番号は、開設者が記入します。

売買	買参加章(売	買参加補助章)	返還届
			年月日
(宛先)川崎市長			
	部	類	
	売買参加	口章番号	<u> </u>
	商	号	
	氏名又	は名称	
より、次のとおり返還 売買参加章返還枚数		<sub></sub> 枚	
売買参加補助章返還			